

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

法人名	医療法人 麓会	
事業所名	ふもと地域包括支援センター	
所在地	上越市中央1丁目23番26号	
電話番号	025-531-1502	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日	1500300031
サービスの種類	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（上越市の委託）	
管理者の氏名	清水 知美	
担当職員	保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員等の常勤職員1名以上	
営業日・時間	① 営業日：月曜～金曜日 ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除く。 ②営業時間：8時30分から17時30分24時間電話対応可能な体制を整えています。	
通常の事業の実施地域	上越市	
担当地区	八千浦地区、北諏訪地区、保倉地区、西本町1～3丁目、御幸町、あけぼの、四ツ屋、旭区、横町、本町、天王町、荒川町、福永町、沖見町、塩浜町、浜町、住吉町、市之町、港町1・2丁目	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	〈介護予防支援〉〈介護予防ケアマネジメント〉 ①可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、あなたの心身の状況、置かれている環境に応じて、あなたの選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ②支援の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立ち、提供される介護予防サービスが、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 ③事業の運営に当たり、市や関連する他の事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等、また、かかりつけ医をはじめとする医療との連携に努めます。
-------	--

運営の方針	当事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、あなたの生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択することができるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定その他、関係法令及びこの契約の定めに基づき、上越市や関係者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 サービス提供の開始に際し、あなたは複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。それら事業所の中から、あなたが自由に事業所を選択することが可能です。これら事業内容と運営方針を、あなたに理解してもらえよう丁寧に説明します。
-------	--

3. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、面接により、あなたの心身の状態を適切な方法により把握(アセスメント)します。アセスメントの結果とあなたの希望、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたとご家族の意向を踏まえた具体的な目標、目標を達成するための支援の留意点、支援内容と支援期間を記載した介護予防サービス計画の原案を作成します。
- 担当職員はサービス担当者会議を招集して会議を行い、あなたの状況等に関する情報共有と当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的見地からの意見を求めます。
- 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、介護予防サービス計画の原案の内容についてあなたとご家族に説明し、文書により同意を得た後、あなたと関係する者へ計画書を交付します。
- 介護予防サービス等の提供が実施された後は、各事業所等の支援内容が計画どおりに実施されているかを把握するため、定期的に連絡するなどして情報の把握に努めます。計画の変更や、状態の変化時は、認定の見直し等も検討します。
- 指定介護予防支援及び指定介護予防サービス事業者、総合事業サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり適切に対処します。
- あなたの要支援認定の更新申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設等に入所を希望される場合はその仲介をいたします。

4. 利用料

指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

■介護予防支援	(令和6年4月介護保険報酬改定)
介護予防支援費	4、420円
初回加算	3、000円
委託連携加算	3、000円

■介護予防ケアマネジメント（総合事業）	（令和6年4月介護保険報酬改定）
ケアマネジメントA	4、420円
ケアマネジメントB	3、100円
初回加算	3、000円
委託連携加算	3、000円
市保健師・栄養士連携加算分	500円

5. 事故発生時の対応

指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6. 担当の職員

あなたを担当する職員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名：

連絡先（電話番号）： 025-531-1502

7. 秘密の保持

事業所の担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たあなたとあなたのご家族等の秘密を漏らすことはありません。

個人情報の取り扱いについては、厚生労働省の「個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及びこれに基づき定める法人内の「利用者の個人情報の保護及び管理に関する規定」を厳格に守ります。

8. 苦情相談窓口

- （1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定介護予防支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出てください。

苦情相談窓口	電話番号 025-531-1502	
	担当窓口 清水 知美	

- （2）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	上越市高齢者支援課	電話番号 025-526-5111
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

9. ハラスメント対策

利用者に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等の確保のため、職場における各種ハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

10. 感染症や災害発生時の対応

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定介護予防の提供を受けられるよう業務継続計画を策定していくとともに、関係機関との連携に努め、必要な研修、訓練を実施します。

11. 高齢者虐待防止の措置

高齢者の尊厳保持、人格の尊重の達成のために、職員は、虐待やセルフ・ネグレクト等虐待に準ずる事象を発見しやすい立場にあることから、早期発見、早期対応、発生の予防等必要な措置を講じます。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 職員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の職員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	住所	新潟県上越市中央1丁目23番26号
	事業者名	ふもと地域包括支援センター
	代表者職・氏名	医療法人麓会 理事長 竹之内 民夫 印
	説明者氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
氏名	
本人との続柄	印